

財務省告示第七十一号 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号） 成十八年二月二十日に発行する利付国債の発行条件 等を次のとおり告示する。 平成十八年二月十七日	一 名称及び記	二 発行の根拠	三 振替法の適用	四 発行方法	五 発行額
利付国庫債券（十年）（第二十七回）	財政法（昭和十二年法律第三十四号）第四条第一項、平成十七年法律第十九号）	七年公債の発行の特例等に関する法律（平成十七年法律第十九号）	成十三年法律第七十五号。以下	国債の募集の取扱い及び引受けを目的として組織される団体と	う、額、財政法第四条第一項の規

十九 八 七 六
 募 振 最 払
 集 替 低 込
 の 単 額 面 金
 行 位 金 額
 価 格 日

定に基づき発行する利付国債に
 ついては、七十七億五千円を
 六十七億七千万円に増額し、
 年一度における特別例に関する
 公債発行の利率は、第一項の
 律第二條第一項の規定に基づ
 發行する利付国債の利率は、
 額面金額で、四十二億七千
 八十五万圓、第一項の特別
 会計法第十條第一項の特別
 基金は、六千六百五十萬圓、
 三億六千六百五十萬圓、
 基金特別会計法第五條第一
 規定期に基づき発行する利付
 に、四億七千七百五十萬圓、
 百四十五億七千七百五十萬
 同法第五條第二項の規定に基
 發行する利付国債の利率は、
 額面金額で、五千六百七十
 二億五千五百圓、
 一兆九千五百萬圓、
 十兆六千二百五十萬圓、
 五兆六千二百五十萬圓、
 振替法の規定による振替口座
 の記載又は記録は、最低額
 の整数倍の金額によるものと
 する。°
 平成十八年二月二十日
 額面金額百圓につき百圓六十六

銭

の 経 利
払 過
込 利
み 子 率

(一) 年一・六パーセント
額に国債募集引受団は、払込
出した金額を次の算式により算
する。期日に払い込むものとす
る。

$$\frac{\text{償還金額の総額} \times 1.6}{100} \times \frac{62}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に

係る所得税が源泉徴収される
ものとして振替口座簿中の口
座に記載又は記録されるもの
に ついては、前記(一)の算式よ
り算出した金額から当該金額
に百分の二十を乗じた金額
へただし、当該国債を発行時
に おいて取得する者が非居住
者又は外国人である場合に
は、前記(一)の算式により算出
た金額に当該非居住者又は外
国法人が適用を受ける所得税
の税率を乗じた金額を控除
する。ことができる。

平成十八年六月二十日を支払
し、次の算式により算出した
金額を支払う。ただし、支払
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う。以下、
次及び第十五号において規定
する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面総額} \times 1.6}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四	第二 期の 利息 以	毎年 六月 二十 日及 び十 二月 二十	日を 支払 期とし、 各支払 期にお	いて、 その日 以前六 月間に 属す	る利息 を支払 う。	平成 二十 七年 十二月 二十日	額面金 額百円 につき 百円	日本銀 行	平成 十八 年二 月三 日か ら平 成十	平成 十八 年二 月四 日ま で	平成 十八 年二 月二十 日	払込 期日	募集 期間	払場 所	元利 支	償還 金 額	償還 金 額	十九
----	---------------------	--	--------------------------------	--------------------------------	------------------	------------------------------	-------------------------	----------	--	---------------------------------	----------------------------	----------	----------	---------	---------	--------------	--------------	----